

田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン

田 原 市

1 目的

本ガイドラインは、田原市域において風力発電の施設及び建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）（※1）の建設等を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、生活環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的とする。

また、本ガイドラインは、今後の社会経済環境の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。

2 対象

(1) 対象施設

ア 本ガイドラインは、本市において、風力発電施設等の新設、増設又は大規模な改修（※2）（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。

イ 発電規模が、発電出力合計 100 キロワット未満（※3）の風力発電施設等については対象外とする。

(2) 対象地域

本ガイドラインの対象地域は市内全域とする。

ガイドラインの区域区分は、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全及び良好な生活環境の確保等を勘案した結果、次のとおりとする。

（別紙：区域区分）

ア 法令等の許可を得て（※4）、調整（※5）により建設等を許容できる区域

イ 法令等の許可を得て、調整により建設等が可能な区域

（ただし、住宅等と当該風力発電施設等との距離が、600メートル未満は除外）

ウ 建設等を抑制する区域（※6）

エ 建設等を認めない区域（※7）

3 建設等に当たっての調整手順

(1) 市の窓口

市の窓口は、市民環境部環境政策課とする。

(2) 風力発電施設等の建設に関する事前説明

事業者は、建設計画が明らかになった段階で、市の田原市土地対策会議の下部組織である田原市土地対策会議幹事会（以下「市内連絡会議」という。）

（※8）に対して、当該事業の概要について、風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式 1）（※9）に関係書類を添えて、事前に説明を行うものとする。

(3) 風力発電施設等の建設等に係る届出

ア 事業者は、風況調査等が終了し、風力発電施設等の建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、風力発電事業の実施に係る届出書（様式 2）に関係書類を添えて、市へ提出するものとする。

イ 前号の規定は、届出書の提出後、計画に変更が生じた場合について準用する。

ウ 建設等を協議する上で、市から必要な資料の提出を求められた場合におい

ては、事業者は、速やかに書類を提出するものとする。

(4) 校区及び地区自治会に対する事前説明

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る生活環境への影響を受ける範囲（※10）であると認められる校区及び地区自治会に対して、当該建設等の地域及び規模の概要について、事前に説明会を行うものとする。

(5) 法規制に係る協議

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、市の関係各課及び関係行政機関（※11）と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 想定される主な法規制は別表1のとおりとする。

(6) 校区及び地区自治会の住民への説明

ア 事業者は、校区及び地区自治会の住民に対して当該建設事業について説明会を開催し、意見を求め、校区及び地区自治会の住民の理解を得るものとする。

イ 事業者は、説明会で出された意見を議事録として調製し、校区及び地区自治会の確認書類（※12）と合わせて市に対して写しを提出するものとする。

(7) 各種関連団体への説明

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる各種関連団体（※13）に対して、当該建設事業について説明を行い、意見を求めるものとする。

イ 事業者は、各種関連団体より出された意見をとりまとめ、市に対して報告するものとする。

(8) 市（庁内連絡会議）への説明

事業者は、市（庁内連絡会議）に対して、当該建設事業について説明を行うものとする。

(9) 専門家等の意見聴取

市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等（※14）の意見を聴取するものとする。

(10) 調整の進捗状況の報告

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況について、市に対して、定期的に報告するものとする。

(11) 環境保全計画書の提出

事業者は、環境保全計画書を、市に対して提出するものとする。

(12) 田原市土地対策会議における協議

事業者は、校区及び地区自治会の住民、各種関連団体並びに市（庁内連絡会議）への説明を行い、校区及び地区自治会並びに各種関連団体との調整が図られた場合には、田原市土地対策会議において協議し、必要な調整を行うものとする。

(13) 政策推進会議の開催

市は、必要に応じて政策推進会議を開催し、市の方針を審議した上で、その旨を事業者に報告する。

4 建設等に当たっての基準

(1) 住宅等との距離

風力発電施設等の建設等に当たっては、住宅等（※15）と当該風力発電施設等との距離が、地上と風車の最高点との長さの3倍以上であることを要する。ただし、その距離が600メートルに満たないときは、600メートル以上（※16）とする。この場合において、住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

(2) 騒音

環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設等の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（※17）の基準値を超えないものとする。

(3) 振動

風力発電施設等の敷地境界において、振動規制法(昭和46年法律第64号)に基づく地域の指定等の振動の規制基準（※18）を超えないものとする。

(4) 電波障害

ア 事業者は、電波のルート等を調査し、これを避けて設置するものとする。対象となる電波（※19）は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。

イ アの規定にかかわらず、電波障害が生じる可能性のある施設が周辺に存在する場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害」担当部署（※20）に問い合わせるなど、別途検討するものとする。

ウ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。

(5) 自然環境

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を、可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。

イ 事業者は、鳥類に対する影響について「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き (H23.1 環境省自然環境局野生生物課)」により、必要な措置を講じるものとする。

ウ 事業者は、動植物に与える影響が回避できない場合には、市の関係各課と環境保全対策（※21）について十分な協議を行い、改善のための措置を講じるものとする。

エ 事業者は、動植物に与える影響が甚大で、復元が困難であるとして、市から当該建設等の計画の変更又は中止を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(6) 景観

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、環境省が定めた風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインにより、良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。

イ 事業者は、市の主要な展望地（※22）又は景観資源の近郊に、風力発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※23）によって予測し、予測した結果を市に対して提出するものとする。

ウ 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩（※24）については、周囲の景観と調和を図らなければならない。

エ 景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、市から環境の保全について対応を求められた場合には、文書による回答を示すとともに、必要な措置を講じるものとする。

(7) 広告物

事業者が、風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、動植物への影響及び光害（※25）が発生しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(9) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条（※26）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※27）及び埋蔵文化財（※28）以外の文化財についても、文化財に関する知見を有する者及び市文化財課（※29）から情報を聴取し、風力発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。

5 建設等の工事中及び工事完了後におけるの遵守事項

(1) 建設等の工事中の調査と報告

ア 事業者は、建設等の工事中の環境等への影響について調査を行い、工事の進捗状況とあわせて、調査の結果を市、校区及び地区自治会の住民並びに各種関連団体へ書面で報告するものとする。

イ 事業者は、前号の調査の結果、環境への影響が認められた場合には、改善のための措置を講じるものとする。市から改善のための措置を求められた場合についても、同様とする。

(2) 建設等の工事中における紛争の処理

ア 事業者は、風力発電施設等の建設等の工事に起因する紛争の予防に常に努めるものとする。

イ 事業者は、紛争が発生した場合には、誠意をもって適切かつ迅速な調整、対応を行うものとする。

ウ 事業者は、前号の紛争の状況について市に定期的に報告するものとする。

(3) 建設等の工事完了後におけるの遵守事項

前号（1）（2）の規定は、建設等の工事完了後におけるの遵守事項につい

て準用する。

この場合において、「建設等の工事中」とあるのは「建設等の工事完了後」と、「工事の進捗状況と合わせて、調査の結果を」とあるのは「調査の結果を」と、「風力発電施設等の建設等の工事」とあるのは「風力発電施設等」と読み替えるものとする。

(4) 市の施策への協力

事業者は、市が行う風力発電施設等に関する観光施策等(※30)に積極的に協力し、地域振興に努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 想定される主な法規制

【風力発電施設建設に係る公的な法制限】	
法 規	内 容
道路法	車両制限令で定める最高限度を超える特殊貨物の運搬の許可。
河川法	河川区域内での建設又は一時的な占用や車両の運行を行う場合は、河川管理者の許可。
道路交通法	車両の積載重量、大きさ若しくは積載方法の制限を超える運搬。 許認可： 出発地警察署長 道路の使用： 所轄警察署長
電波法	電波障害防止区域に建設する場合（31メートル以上）は、総務大臣に届出。
航空法	・風車の最高点が60メートルを超える場合は、同じ高さのポールを設置。 ・昼間障害標識及び低光度航空障害灯（不動灯）中光度航空障害灯（点滅灯）の設置。 国土交通省航空局電機機械課と調整。
消防法	建材： 使用する場所により難燃性や不燃性が定められている。 蓄電池： 蓄電池の規模により許認可。
騒音規制法	騒音規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7日）に田原市長に届出。
振動規制法	振動規制地域で特定建設作業を施工する場合は、工事開始前（7日）に田原市長に届出。
森林法	民有林、公有林内の建設で、開発面積が1ヘクタールを越える場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。 保安林で立木を伐採しようとする場合は、大臣又は県知事の許可。
砂防法	砂防指定地域内での建設は、当該都道府県知事に又は所管土木事務所所長に許認可の申請。
地滑り等防止法	地滑り防止地域での建設は、当該都道府県知事に許認可の申請。
自然環境保全法・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域開発地域、生息地等保護区内において開発を行う場合は、当該都道府県知事に許認可の申請。
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合は、法に定められた届出、若しくは通知。 建設時に遺跡と認められるものを発見した場合は、書面で文化庁長官に届出。（実務は市教育委員会経由、県教育委員会）
農地法	農地又は採草放牧地に建設する場合 ・4ヘクタール以下： 県知事の許可。（2ヘクタールを超える場

	合農林水産大臣と事前協議必要) ・4ヘクタールを超える:農林水産大臣に転用の許可。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建設する場合は、市に農用地除外の申請。
国土利用計画法	一定規模以上の土地取引があった場合は、土地を譲り受けた人が契約日を含めて2週間以内に当該市町村を經由して都道府県知事に届出。 市街化区域:2,000平方メートル以上 市街化調整区域:5,000平方メートル以上
都市計画法	都市計画区域内で規定の条件を満たしていない場合は、当該都道府県知事に許認可申請。
自然公園法・愛知県立自然公園条例	国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に対し、特別地域、特別保護地区、普通地域に分類して許認可又は届出。
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域での水域の占用は、港湾管理者の許可。
漁港漁場整備法	漁港の区域内的の水域での工作物の建設は、漁港管理者の許可。
海岸法	海岸保全区域で工作物を設けて占用する場合は、海岸管理者の許可。
港則法	港内又は港の境界付近における船舶交通の安全のため、強力な灯火を使用してはならない。
航路標識法	航路標識と誤認されるおそれのある灯火を使用してはならない。
漁業権	漁業権は、物件とみなし、土地に関する規定を準用。

その他

- ・施設の計画策定時に事前に埋蔵文化財の有無の照会を出し、その取り扱いについて事前の協議が必要
- ・市街化調整区域内において、土地の区画形質の変更に係る一団の土地（水面を含む。）（以下「計画区域」という。）の区域が3,000平方メートルを超える場合、田原市土地開発行為に関する指導要綱による事前協議が必要
- ・計画区域が、10,000平方メートルを超える場合、愛知県土地開発行為に関する指導要綱による事前協議が必要

付表 1

項目	事項	内容
※1	送電線等の付帯設備	送電線等には、資機材等輸送用道路を含む。
※2	大規模な改修	大規模な改修とは、風力発電施設等の変更で、機種 of 全面的な変更、又は環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更（回転羽根・タワーの着色変更）をいう。
※3	100 キロワット未満	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）では、「事業を検討する目安は、地上高 30 メートルでの年平均風速が 6 メートル毎秒以上であることが望ましい。」としている。地上高 30 メートルの風力発電施設の発電規模は、概ね 100 キロワット程度である。</p> <p>複数導入型においては、単機当たりの発電規模が 100 キロワット未満であっても、全体の発電出力が 100 キロワット以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。</p> <p>（例：10 キロワットの風力発電の施設を 10 基導入する場合、全体の発電出力は 100 キロワットとなり、ガイドラインの対象とする。）</p>
※4	法令等の許可を得て	例えば、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による水平表面の範囲、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）による海岸保全区域、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）による特別地域、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）による特別地区、森林法による保安林（昭和 26 年法律第 249 号）であっても、申請許可を得て、調整により建設が可能となる区域があるもの。
※5	調整	本ガイドラインに基づく、校区及び地区自治会の住民や、各種関連団体との調整をいう。
※6	建設を抑制する区域	自然公園法に規定する特別区域及び景観上山の稜線を阻害しないよう配慮が必要な区域

※7	建設を認めない区域	景観を重視する主要な展望地（伊良湖ビューホテル、伊良湖シーパーク&スパ）から4キロメートルの範囲 環境省の風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインでは、垂直見込角が1～2度を超えると景観的に気になり出す可能性があるとしている。
※8	庁内連絡会議	田原市内における風力発電施設等の建設に関して情報を一元化するとともに、当該建設を行う事業者との必要な調整や法規制の協議を行うため、田原市土地対策会議の下部組織である田原市土地利用調整部会を開催する。
※9	風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1）	様式については、別添を参照のこと。（以下の様式についても同様）
※10	風力発電施設等の建設等に係る生活環境への影響を受ける範囲	当該風力発電施設からの距離600メートルの範囲をいう。
※11	関係各課及び関係行政機関	騒音（環境政策課） 低周波音（環境政策課） 電波障害（東海総合通信局） 動物（環境政策課） 植物（環境政策課） 景観（街づくり推進課） 振動（環境政策課） 広告物（維持管理課） 光害（環境政策課） 文化財（文化財課） 工事中の環境影響評価（上記全課） 環境影響評価全般（環境政策課）
※12	確認書類	校区及び地区自治会の住民への説明会や役員会において出された住民の意思や事業への賛否を記載した文書に校区及び地区自治会の代表者が押印した書類をいう。
※13	各種関連団体	例 動植物の保護団体、写真愛好家団体、パラグライダー関係者、漁業関係者の団体
※14	専門家等	例 田原市環境審議会

※15	住宅等	住宅のほか、学校、幼稚園、病院などの文教施設・保健福祉施設をいう。														
※16	600メートル以上	<p>環境省による風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書では、騒音・低周波音の苦情等の発生が、最寄り苦情者宅までの距離が600メートル以内では、5,000キロワットから10,000キロワットが27パーセントとなっている。</p> <p>今後3,000キロワットの大規模の風力発電施設が設置されてくることや地形等による音圧の増加に対する安全率をみると、600メートル以上と設定することが望ましい。</p>														
※17	騒音に係る環境基準について	<table border="1" data-bbox="756 846 1401 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 の区分 地域 の類型</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間 (6:00 ～22:00)</th> <th>夜間 (22:00 ～6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>55 デシベル 以下</td> <td>45 デシベル 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 デシベル 以下</td> <td>50 デシベル 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域の類型:A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種低層住居専用地域 ・ 第2種低層住居専用地域 ・ 第1種中高層住居専用地域 ・ 第2種中高層住居専用地域 <p>地域の類型:B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 市街化調整区域 <p>地域の類型:C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 	時間 の区分 地域 の類型	基準値		昼間 (6:00 ～22:00)	夜間 (22:00 ～6:00)	A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	B			C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
時間 の区分 地域 の類型	基準値															
	昼間 (6:00 ～22:00)	夜間 (22:00 ～6:00)														
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下														
B																
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下														

・ 工業地域

※参考1 風車騒音の距離減衰例

(風車出力：800 キロワット、ハブ高 50 メートル)

200 メートル→45 デシベル、

300 メートル→41 デシベル、

400 メートル→38 デシベル、

500 メートル→36 デシベル

※参考2 NEDOの見解

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、「(風車の騒音の基準値が) 定められていない地域では居住者への影響の程度を検討するため、「騒音に係る環境基準」等を風車騒音評価の目安として準用することが妥当」としている。

※参考3 騒音レベルの目安

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、寝室内の音は 40 デシベル、パソコンの冷却ファンが 45 デシベル、静かなオフィス内の音は 50 デシベル、電話の呼び出し音が 60 デシベル程度と例示している。

※参考4 騒音

定格出力時で翼端速度が時速 200 キロメートルを超えることから、風切り音の問題は依然として

残っており、風車の回転に合わせた周期的な音が、風に乗って遠方まで伝播するケースもある。

生活音が小さくなる夜間においては、気象条件によっては風下側の谷地等で、風車から発生する騒音がマスキングされずに残存する現象も確認されている。しかもこのような場合には、騒音が風によって遠方まで伝播することも考えられ、留意する必要がある。

※18

振動の規制基準

時間 の区分 地域 の類型	昼 間 (7:00～ 20:00)	夜 間 (20:00 ～7:00)
A	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B	65 デシベル 以下	55 デシベル 以下
C	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
D	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
E	70 デシベル 以下	65 デシベル 以下
F	75 デシベル 以下	70 デシベル 以下

(振動規制法に基づく地域の指定等)

振動に係る 地域の類型	都市計画法による用途地 域等
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
D	都市計画区域で用途地域 の定められていない地域
E	工業地域
F	工業専用地域

※19	対象となる電波	<p>電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用、鉄道事業用、具体的には、テレビ局、電話局、自衛隊、海上保安庁、漁業無線中継基地、市町村の防災無線等がある。</p> <p>※参考5 電波障害</p> <p>電波障害については影響のする範囲を予測し、その範囲が住居と重ならないことを原則とする。しかしながら、風車のような複雑な形状をした構造物による影響を正確に予測することは困難であるとされる。したがって現状では、風車の建設前の状況を調査によって把握しておき、何らかの障害が発生した場合に然るべき処置を行うなどの対応が必要である。</p> <p>建設後の調査によって明らかに風車による影響が現れ、事業者が共同アンテナの設置、アンテナの改善処置等、他市では必要な対応をとった事例もある。</p>
※20	総合通信局「電波伝搬障害」担当部署	電波伝搬障害防止制度への対応（地表から31メートルを超える建築物等が対象：東海総合通信局 052-971-9621）
※21	環境保全対策	<p>生活環境への影響を回避・低減するための環境保全対策を検討する。やむを得ず生じる影響については、事業の実施により損なわれる環境の持つ価値又は機能を代償するための措置を検討する。環境保全対策の優先順位は、1)回避 2)最小化 3)低減 4)代償措置とする。</p>
※22	主要な展望地	<p>調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電施設等を望むことができる場所とし、土取場、土捨場等の地形改変場所が景観資源である場合はこれらを望むことができる場所も含む。</p>
※231	視覚的な表現方法	合成写真、コンピュータグラフィック、ジオラマ（立体模型）等を使って表現する方法

※24	配置、デザイン及び色彩	景観について客観的に評価することは難しいが、周囲の景観と調和が図られるよう配置・デザイン・色彩等について配慮する。
※25	光害（ひかりがい）	照明器具又は光源から発せられる光のうち、その目的とする照射範囲の外に漏れる光又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響のことをいう。
※26	文化財保護法	（この法律の目的） 第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。
※27	指定文化財	文化財関係法令の規定に基づき指定を受けた文化財
※28	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財

※29	文化財課	※参考6 文化財関係法令及び必要な手続	
		文化財関係法令	必要な手続き
		文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	国指定文化財の現状変更の許可申請・届出及び制限 ・有形文化財(重要文化財) 第43条 ・登録有形文化財 第64条 ・史跡名勝天然記念物 第125条 ・重要文化的景観 第139条 ・伝統的建造物群保存地区 第143条 ・周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内で行われる土木工事等の届出及び指示 第93条、第94条
		愛知県文化財保護条例 (昭和30年愛知県条例第6号)	愛知県指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・県指定史跡名勝天然記念物 第33条 ・県指定有形文化財 第12条
		田原市文化財保護条例 (昭和52年田原町条例第19号)	田原市指定文化財の現状変更の許可申請及び制限 ・市指定文化財 第13条
※30	市が行う風力発電施設等に関する観光施策等	市が、観光パンフレット等を作成する際に、風力発電施設等の掲載に許可を与えること。産業観光の振興に協力すること。環境学習に対して協力すること。	

(様式1)

年 月 日

田原市長 殿

住 所

(法人は所在地)

氏 名

(法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る事前協議届出書

下記により〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	事業規模	
5	運転開始予定時期	
6	担当部署・担当者氏名	(TEL) (E-Mail)
7	関係書類	・事業計画の概要 (目的・事業内容・スケジュール等) ・事業予定地の位置図 ・会社概要 ・その他、関係する資料

(様式2)

年 月 日

田原市長 殿

住 所

(法人は所在地)

氏 名

(法人は名称及び代表者氏名)

〇〇風力発電事業の実施に係る届出書

下記により〇〇風力発電事業を計画したので、関係書類を添えて届出します。

1	事業の名称	
2	事業主体	
3	事業予定地	
4	事業規模	
5	運転開始予定時期	
6	担当部署・担当者氏名	(TEL) (E-Mail)
7	関係書類	・事業計画の概要 (目的・事業内容・スケジュール等) ・事業予定地の位置図 ・主要な展望地から景観の変化を予測した合成図等 ・会社概要 ・校区及び地区自治会の住民への説明会議事録及び確認書類 ・その他、関係する資料

別紙：区域区分図

